## 高年齢者雇用状況等報告書及び障害者雇用状況報告書

## 記入要領

## 令和7年6月

【目次】										
令和7年報告に係る留意事項 ・ 電子申請のご案内	• • • • • • • • • 1									
1 高年齢者雇用状況等報告										
2 障害者雇用状況報告 ・ 障害者雇用状況報告書の提出義務と提出方法等について ・ 障害者雇用状況報告書 記入方法 ・ 記入に当たっての注意事項 ・ 特定身体障害者雇用状況報告書の提出について	3 5 3 7 4 5 5 3									
参考 1 除外率 参考 2 身体障害者障害程度等級表 参考 3 日本標準産業分類(中分類番号)表										

## 【お問い合わせ先】

- ○報告書の記入方法について管轄の公共職業安定所(同封の「御挨拶」に記載しています。)
- ○電子申請の方法・端末の設定について e-Gov 利用者サポートデスク(デジタル庁)

050-3786-2225 ※全国一律市内通話料金 受付時間 平日 9:00~19:00 土日祝 9:00~17:00

厚生労働省都 道府県労働局公共職業安定所



## 電子申請のご案内



高年齢者雇用状況等報告および障害者雇用状況報告は、 GビズIDまたは電子署名(※)を利用した電子申請で提出できます!

※ GビズIDを利用せずe-Govアカウントを使用して電子申請する場合、<u>別途電子署名(有料)が必要となります</u>。電子署名については以下e-Govホームページをご確認ください。

【e-Govホームページ(電子申請のご案内)】https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/

## GビズIDとは?

1つのID・パスワードで複数の行政サービスを利用することができる法人・個人事業主向け共通認証システムであり、プライム、メンバー、エントリーの3種類のアカウントがあります。

	GビズIDの種類	利用者	取得 費用	書類審査 の有無	電子申請に 当たって	発行審査 期間
£	gBizIDプライム	会社代表者または 個人事業主	無料	必要	電子署名不要(無料)	2週間程度
	gBiz <b>I</b> Dメンバー	gBizIDプライム 取得組織の従業員	無料	不要	電子署名不要 (無料)	即時発行 可能
gl	Biz <b>I</b> Dエントリー	事業をしている方 ならだれでも可能	無料	不要	電子署名必要 (有料)	即時発行 可能

※ 発行手続きには、Gビズ I Dの種類によって、メールアドレス(アカウントID)、端末操作、 プリンター、印鑑証明書と登録申請書、スマートフォン又は携帯電話など、必要なものに違いが あります。

> ID申請・取得手続き詳細は、 デジタル庁の「GビズIDヘルプデスク」へご確認ください。

【GビズIDホームページ】<u>https://gbiz-id.go.jp/top/</u>

お問い合わせ先 】GビズIDヘルプデスク:0570-023-797

受付時間: 9:00~17:00 ※土・日・祝日、年末年始を除く



## 電子申請の手順

#### 高年齢者雇用状況等報告・障害者雇用状況報告



## Step 1

## 厚生労働省のホームページからアクセスしてください。

「テーマ別に探す」 > 「雇用・労働」 > 「雇用」トピックス一覧 > 「高年齢者雇用状況等報告・障害者雇用状況報告の提出について」の順にクリックします。下記リンクからもアクセスできます。

『高年齢者雇用状況等報告・障害者雇用状況報告の提出について』 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/ koureisha/index 00001.html



## Step 2

上記ページの「電子申請の方法」メニューにおいて、e-Gov電子申請による「高年齢者雇用状況等報告」及び「障害者雇用状況報告」の申請方法等についてご案内しています。

- ・「電子申請の方法(高年齢者)」>「高年齢者雇用状況等報告の申請手続きへ」
- ・「電子申請の方法(障害者)」>「障害者雇用状況等報告の申請手続きへ」の順にそれぞれクリックすると、e-Gov電子申請にアクセスできます。



## 電子申請にあたっての留意事項

## 障害者雇用状況報告について

- 入力においては、必ず令和7年6月1日以降にe-Govホームページから ダウンロードした様式(マイクロソフトエクセル)をご利用ください。
- 提出は、マイクロソフトエクセルに限ります。(PDFでの提出は不可)
- 事業主控えとして、必ずデータを保存した後にご提出ください。

電子申請の方法・端末の設定の詳細は、 デジタル庁の「e-Gov利用者サポートデスク」へご確認ください。

【e-Gov電子申請ホームページ】<u>https://shinsei.e-gov.go.jp/</u>

【 お問い合わせ先 】e-Gov利用者サポートデスク:050-3786-2225

6 ・ 7月受付時間: (平日) 9:00~19:00 (土・日・祝) 9:00~17:00



## 1 高年齢者雇用状況等報告

## 高年齢者雇用状況等報告書の提出義務と提出方法等について

#### 1 提出義務

事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」といいます。)第52条第1項に基づき、定年、継続雇用制度及び創業支援等措置の状況その他高年齢者の就業の機会の確保に関する状況について、毎年、厚生労働大臣に報告しなければならないこととされています。従業員に高年齢者がいない場合も報告が必要です。

#### 2 提出方法

令和7年6月1日現在の状況を、企業の主たる事業所(いわゆる本社)において、支社、 支店等の分をとりまとめて、企業の主たる事業所(いわゆる本社)を管轄する公共職業 安定所の長に電子申請を通じて提出していただくか、又は、郵送若しくは持参により提出 してください(1ページの「事業主の方へ」を参照してください。)。

紙媒体により提出を行う場合、高年齢者雇用状況等報告書は3枚複写となっておりますので、正、副の2枚を公共職業安定所の長に提出し、事業主控は後の確認のため、提出 世ず保管しておいてください<sup>※1</sup>。なお、電子申請により提出を行っている場合は、申請 画面を印刷し、事業主控としてください。

※1 事業主控は提出より3年間は保存していただくことが望ましいです。

#### 3 報告書の活用

ご提出いただいた報告は、高年齢者雇用安定法に定められた 65 歳までの高年齢者雇用 確保措置及び 70 歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況等を把握するとともに、必要 に応じ各企業に対し公共職業安定所等による助言・指導等を行うための基本情報として用いられます。

また、高年齢者雇用安定法第 49 条第 2 項に基づき、国は、高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るために必要な事業主等に対する援助等の事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」といいます。) に行わせており、ご提出いただいた高年齢者雇用状況等報告を機構又は機構の委託事業の受託者に提供することとしておりますので、あらかじめご了知ください。

#### 4 情報公開制度等に係る留意事項

高年齢者雇用状況等報告書又はこれに基づき作成された行政文書について、地方公共団体等より、地域の高年齢者雇用支援等のために、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)に基づく開示請求書を受理した場合は、以下に該当する箇所を除く報告内容について開示されることがありますので、あらかじめご了知く

ださい。

- ① 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。
- ② 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

#### 5 指導等

高年齢者雇用安定法第10条及び第10条の3の各項において、厚生労働大臣は高年齢者等職業安定対策基本方針に照らして、必要な指導及び助言をすることができることとなっており、指導及び助言に従わない場合は、当該事業主に勧告することとなります。

さらに、65 歳までの高年齢者雇用確保措置に関して勧告に従わない場合は、企業名の 公表をすることができることとなっております。

## 65 歳までの雇用確保と 70 歳までの就業機会の確保の概要

以下で、高年齢者雇用状況等報告を記入する上で知っておいていただきたい事項の概要 をご案内します。(詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/koureisha/index.html



#### 1 65歳までの雇用確保(義務)について

- ▶ 60歳未満の定年禁止について(高年齢者雇用安定法第8条) 事業主が定年を定める場合は、その定年年齢は60歳以上としなければなりません。
- ➤ 65 歳までの高年齢者雇用確保措置について(高年齢者雇用安定法第9条) 定年を65 歳未満に定めている事業主は、以下のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置) を講じなければなりません。
  - ① 65歳までの定年引上げ
  - ② 定年制の廃止
  - ③ 65歳までの継続雇用制度の導入 (自社及び特殊関係事業主に限る。)
- 2 70歳までの就業機会の確保(努力義務)について(高年齢者雇用安定法第10条の2)

令和3年4月1日施行の令和2年改正高年齢者雇用安定法(以下「改正法」といいます。)により、65歳までの雇用確保(義務)に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、以下のいずれかの措置(高年齢者就業確保措置)を講ずる努力義務が導入されました。

- ① 70歳までの定年引上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度の導入 (自社及び特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む。)
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70 歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
  - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
  - b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

#### 3 継続雇用制度について(上記1の③、2の③)

高年齢者雇用確保措置として、65 歳までの継続雇用制度を導入する場合、自社のほか、特殊関係事業主\*1で継続雇用する制度も導入可能です。なお、平成24年改正高年齢者雇用安定法の経過措置\*2(以下「経過措置」といいます。)に基づき、継続雇用制度の対象者を64歳以下に限定する基準(以下「基準\*3」といいます。)を定めた上で継続雇用制度を導入することが例外的に認められておりましたが、本経過措置は令和7年3月31日をもって終了しました。今和7年4月1日以降、経過措置に基づき対象者を限定する基準を設けている場合、高年齢者雇用安定法第9条(上記1)に違反することとなりますので、早急に是正してください。

高年齢者就業確保措置として、65 歳以降の継続雇用を実施する場合は、特殊関係事業主に加えて、特殊関係事業主以外の他社\*4で継続雇用する制度も導入可能です。また、基準\*3を定めて高年齢者就業確保措置を講じることも可能ですが、当該基準の内容については、過半数労働組合等の同意(労使合意)を得ることが望ましいです。

#### ※1 「特殊関係事業主」について

特殊関係事業主とは、自社の①子法人等、②親法人等、③親法人等の子法人等、④関連法人等、⑤親法人等の関連法人等を指します。特殊関係事業主で継続雇用する場合には、自社と特殊関係事業主との間で、特殊関係事業主が高年齢者を継続して雇用することを約する契約を締結する必要があります。

#### ※2 高年齢者雇用安定法における「経過措置」について

平成 25 年 3 月 31 日までに労使協定(過半数労働組合等との書面による協定)により基準を定めている事業主については、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の者に対して基準を引き続き適用できる経過措置を設けていましたが、令和 7 年 3 月 31 日をもって終了しております。

#### ※3 「基準」について

基準については、男性(女性)又は組合活動に従事していない者に限る等、他の労働関係 法令や公序良俗に反する基準は認められず、下記の例のように法の趣旨に沿った具体的・客 観的なものである必要があります(会社が必要と認める者、上司の推薦がある者に限る等は 具体的・客観的な基準ではありません)。

#### 【適切な基準の例】

- ・過去○年間の人事考課が○%以上である者
- ・過去○年間の出勤率が○%である者

#### ※4 継続雇用に係る契約締結について

特殊関係事業主又は特殊関係事業主以外の他社で継続雇用する場合には、自社と特殊関係 事業主等との間で、特殊関係事業主等が高年齢者を継続して雇用することを約する契約を締 結する必要があります。

#### 4 創業支援等措置について(上記2の45)

創業支援等措置とは、70 歳までの高年齢者就業確保措置のうち、以下の<u>雇用によらない措置</u>を 指します。

- ・ 70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ・ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
  - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業※1
  - b. 事業主が委託、出資(資金提供)等<sup>※2</sup>する団体<sup>※3</sup>が行う社会貢献事業

なお、実施にあたっては、<u>創業支援等措置の実施に関する計画を作成し、過半数労働組合等の</u>同意を得ること等が必要です。

また、創業支援等措置の対象者を限定する基準を定めることも可能ですが、上記3の※3と同様に、他の労働関係法令や公序良俗に反する基準は認められず、法の趣旨に沿った具体的・客観的なものである必要があり、過半数労働組合等の同意(労使合意)を得ることが望ましいです。

#### ※1 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」について

不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。特定の事業が「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることになります。

例えば、以下のような事業は、高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」に該当しません。

- ・特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする事業
- ・特定の公職の候補者や公職にある者、政党を推薦・支持・反対することを目的とする事業

#### ※2 「出資(資金提供)等」について

自社以外の団体が実施する社会貢献事業に従事できる制度を選択する場合、自社から団体に対して、事業の運営に対する出資(寄付等を含む)や事務スペースの提供など社会貢献活動の実施に必要な援助を行っている必要があります。

#### ※3 「団体」について

上記 b の「団体」は、公益社団法人に限られません。①委託、出資(資金提供)等を受けていて、②社会貢献事業を実施していれば(社会貢献事業以外も実施していても構いません。)、どんな団体でも当該「団体」となることができます。

なお、当該団体で上記 b の措置を行う場合、自社と団体との間で、当該団体が高年齢者に対して社会貢献活動に従事する機会を提供することを約する契約を締結する必要があります。

## 記入の流れ(1)

## 【定年65歳 希望者全員を70歳まで継続雇用 基準該当者を75歳までの継続雇用の例】

#### (1)①~⑦欄【P11~】

事業主の情報を記入します。

#### (2)**8**⑨欄【P12~】

<u>就業規則等で定める</u>定年制の状況について記入 します。

#### ⑧「イ 定年なし」を選択した場合

⇒⑨欄を記入のうえ、⑩⑪欄は記入せず、<u>⑩</u> 欄に進んでください。

#### (3) ⑩欄【P13~】

<u>就業規則等で定める</u>継続雇用制度の状況について 記入します。「イ」を選択した場合、「a継続雇用 先」及び「b対象」を記入してください。

#### 「a 継続雇用先」

- ■65歳以下を含む継続雇用制度を定めている場合 ⇒「( i )65歳以下」の(イ)~(ハ)より、該当するもの 全てを選択してください。
- ■65歳を超えた継続雇用制度を定めている場合 ⇒「(ii)65歳超」の(イ)~(二)より、該当するもの 全てを選択してください。

#### 「b 対象」

- ■希望者全員を対象としている場合
- ⇒「イ」を選択し、継続雇用の上限年齢を記入して ください。(※上限年齢を定めていない場合は 「99」を記入してください。)

上限年齢到達後、基準該当者のみ継続して制度の対象とする場合は、「更に基準に該当する者」の欄にも上限年齢を記入の上、基準の根拠について「(i)」「(ii)」の区分に応じて(a)又は(b)を選択してください。

- ■基準該当者を対象としている場合
- ⇒「ロ」を選択し、継続雇用の上限年齢を記入してください。さらに基準の根拠について「(i)」「(ii)」 の区分に応じて(a)又は(b)を選択してください。
- ※令和7年4月1日以降、経過措置に基づき対象 者を限定する基準を設けている場合、高年齢者雇 用安定法第9条に違反することとなりますので、早 急に是正してください。

#### (4) ⑪欄【P18】

今後の継続雇用制度の導入・改定予定について 記入します。「イ」を選択した場合、導入・改 定予定の年月と導入・改定後の上限年齢を記入 の上、内容を(イ)~(ニ)から選択してください。

	高年齢者等の雇用の安定等 厚生労働大臣 殿	に関する	法律施行	規則第33	条第1項	の規定				
	①(ふりがな) 名称(法人の場合)	かぶしきがいしゃ こうせ								
1)	マは 氏名(個人事業の場合)		株	式会	社	厚生				
尹 業 主	③ 住 所 (法人にあっては主た る事業所の所在地	〒(111—1111) 東京都〇〇区△△□一□								
-88	④法人番号	9	9	9	9	9				
事業	⑤産業分類番号 5 0	1	の具体的	1	⑥労働組 の 有	合無				
2	⑧定年	<b>□</b> 1	定年なし							
年制の状況	⑨定年の改定予定等		改定予定廃止予定改定又は改定・廃	あり(令 あり(令 廃止を	和	年年				
継統雇用制度の状況	(3) 回維統雇用制度	→ai (i (ii →b)	図 (イ) 船( (i) 薬 基 等 高(ロ) (i) 業 基 等 高(ロ) (i) 業 基 等 表 要 基 等 表 要 基 等 表 要 表 要 表 要 表 要 表 要 表 要 表 要 表 要 表 要 表	(ロ(イ) (望 本) (ロ(イ) (図 イ) (図 イ) (図 イ) (図 イ) (図 イ) (図 本) (図 A) (図 A	自社 「 を当以み の の の の と の と の と い な が め が の と い な が の と い な が の と い な い な い な い な い な い な い な い な い な い	(ロ) 第一70 を 70 を				
	①維統雇用制度の 導入・改定予定	□イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり →内容(□ (イ) 経過措置の基準の廃 □□ 継続雇用制度の導入・改定を検討す ☑ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし								
超	)  業支援等措置(65歳を  えて従事できる業務委  ・社会貢献)	<ul> <li>→□(イ)希望者全員を対象(</li></ul>								
77.7	)    東支援等措置の導入・ 対定予定	□/ 1 →内:	削業支援等 削業支援等 容(□(イ) 削業支援等 得るための	措置のi 対象者i 対象者i	導入・改定 設定基準の 導入・改定	を予定さ り廃止				

□ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討

7

## 本事例以外の報告書記入例は P33~34及び厚労省HPに掲載します!

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_ro udou/koyou/koureisha/index\_00001.html

	<u>udor</u>	ı/koyou/	<u>koureish</u>	a/index_0	00001.htr	<u>nl</u>					
により、合利	n #6	月1日第	日本の状況	を下記の	とおり扱	<b>#1.</b> ‡. ‡.	100				
CA / 101	W	73 4 60 5	CLL VID	令和	年	月	日				
(1	2	ふりがな	)	2	うせい	たろう	1				
Ξ.	代	表者氏名	ž.	厚生 太郎							
	(8	と人の場合	B)	1-3-	_	/// Als					
				微括	番号 9	9 (5253	1111				
A	Acres de			-6 m							
9	9	9	9	9	9	9	9				
2イ あり コロ なし	⑦雇	用保険 業所	適用 9	999	- 99	999	9-9				
	-	* 171	m 7								
月より	歳)										
月に廃止											
いる											
	Al Mari Mina										
会社・子会 会社等 □						連会社等	)				
TITA O	(人人) 医检查	etimeh i	L(-)~	ONEOPET	1.7						
歳まで雇用	1										
B 歳まで用											
口(a) 労使整	定を締結	して就業	規則等に	反映 口()	b) 労使協定	定を締結	世十就				
②(a) 労使合	意を得て	就業規則	等に反映	E □(b) 9	対使合意を	得ず就等					
に関する法律											
する経過措施 歳まで		対象者を	と限定する	5基準が有	る企業は	(1) (	配入				
		て健業	世間等に	反映 口()	) 学使協?	マを締結	计证				
	C 200111										
(口(a) 労使合	意を得て	就業規則	等に反映	E □(b)9	対使合意を	得ず就等	規則				
is an experience	m + 4= = 1	0444	+.1								
より継続層(令和				まで雇用)							
止 口 (口)						二) その	他)				
1											
-		_									
€ □(□)自	計が事論	する社会	貢献事業	D(x)	自計が事業	数を委託	する団体				
社が出資等					The second second		e demand				
憶を得てい	る 口(ロ	)同意を	得ていな	(1)							
まで就業支	10						'				
歳ま	CASA INVESTIGATION OF	爱									
と得て就業規	則等に反	快 口(b	) 労使合加	意を得ず前	東規則等	(のみ)					
機まで と得て就業規			) 学術会(	きを得ず	* 数相印度	(0)74) )					
(運用により	起業支援的	等を実施	する場合	を含む)							
り(合和	年	月よ	9	歳まで就		i.					
□(□)新規	算入 口(	八)上限	年齢の引	Lif □(	二) その他	D)	n hill din A				

- ■各欄の番号順に記入を進めてください。
- 具体的な記入方法は記入要領(参照頁は 各欄の【PO】)をご確認ください。
- 本枠の項目は全事業主の記入必須項目です。

提出日について記入漏れが無いようご注意 ください。

### (5) ⑫欄【P18~】

就業規則等で定める創業支援等措置の状況について記入します。「イ」を選択した場合、

「a 実施している措置」「b 過半数労働組合等の同意」及び「c 対象」を記入してください。なお、運用により起業支援等を実施している場合は、「ロ」を選択してください。

#### 「c 対象」

- ■希望者全員を対象としている場合
- ⇒(イ)を選択し、希望者全員に適用される上限年齢を記入してください。

上限年齢到達後、基準該当者のみ継続して制度の対象とする場合は、「更に基準に該当する者」の欄にも上限年齢を記入の上、基準の根拠について(a) 又は(b)を選択してください。

- ■基準該当者を対象としている場合
- ⇒(ロ)を選択し、基準該当者に適用される上限年齢を記入してください。さらに基準の根拠について(a) 又は(b)を選択してください。

#### (6) **③欄【**P21~】

今後の創業支援等措置の導入・改定予定について記入します。「イ」を選択した場合、導入・改定予定の年月と導入・改定後の上限年齢を記入の上、内容を(イ)~(ニ)から選択してください。

次のページに続きます。

## 記入の流れ②

## 【定年65歳 希望者全員を70歳まで継続雇用 基準該当者を75歳までの継続雇用の例】

- ⑧欄「イ 定年なし」を選択した場合
- ⑧⑩⑫欄いずれかの上限年齢が70歳以上 の場合
- ⇒44欄は記入せず、15欄に進んでください。

#### (7) **⑭**欄【P22】

65歳を超えて働ける何らかの取組(⑧⑩⑫欄で記入した制度を除く)の状況について記入します。

- ・就業規則等に65歳を超えて働ける制度を定めているが対象者基準が具体的・客観的でない場合
- ・就業規則に創業支援等措置を定めているが実施 計画を作成していない場合
- ⇒「イ」を選択の上、上限年齢の規定がある場合は(イ)を選択し、上限年齢を記入してください。 上限年齢の規定が無い場合は(ロ)を選択してください。
- ・就業規則等に65歳を超えて働ける制度の定めがなく運用等により当該制度を導入している場合
- ・就業規則に創業支援等措置を定めていないが実 施計画を作成している場合
- ・65歳を超えて働ける制度がまったくない場合
- ⇒「ロ」を選択の上、65歳を超えて働ける制度の 今後の導入予定について(イ)~(ニ)から選択し てください。

#### (8) **⑮欄【**P23】

報告年の6月1日時点で雇用している常用労働者の人数を年齢階級別に計上します。

※「常用労働者」とは、1年以上継続して雇用される者(見込みを含む)のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上の者をいいます。

#### (9) **16欄【**P23】

過去1年間に、解雇(労働者の責めに帰すべき 理由によるものを除く)その他事業主都合によ り離職した45歳以上70歳未満の従業員の人数と、 そのうち求職活動支援書を作成した従業員の人 数を記入します。

なお、該当する従業員がいない場合は「0」を 記入してください。

※「従業員」とは、就業規則等で定める雇用制度 が適用される者をいい、所定労働時間が20時間 未満の者も含みます。

#### ⑧欄「イ 定年なし」を選択した場合

⇒①~⑩欄は記入せず、<u>高年齢者雇用等</u> 推進者と記入担当者の記入に進んでくださ

※8欄で「イ定年なし」を選択の上、⑫欄で「イ創業支援等措置を実施している」を選択した場合は⑱欄に進んでください。

等 (8) するもの 況	図えて働ける制度 ・⑩・⑫欄に該当 りを除く。)の状	□□	ている (口(イ 上記イの	(は子会社等で会社の実情 ) イ)該当する者を歳 の制度を就業規則等に定 イ)導入予定あり □(ロ)					
国常用労 働者数	(8)総数	~	14歳	45	~491	微	50	~5	
(うち 女性)	900人(150人)		5人(	(	10	人	(	1	
帰過去1年 況(う¢	間の離職者の状 女性) (9)		停による が職活						
	で働ける制度の過 間の適用状況	者	年到達 の総数 - (c) +	(b) 定年退職者 数(継続雇用 を希望しな い者等)			(c)継続原数		
<del>(10)</del>	うち女性)	(	人	(		人	(		
	超えて働ける制度 1 年間の適用状況	者	)+	(b) 退数維用量 V )	技者 続続をし	(c) 罹数続のをむ。	者継用新	(d) 子等連等継用	
(	うち女性)	(	6人 3人)		人 3人)		<b>6</b> 00	(	
用の対象 過去1	量に基づく継続雇 象者に係る基準の 年間の適用状況 4年改正法の経過 系)	用年達の	準で齢し総・(c) 適る到者 +	(b)継続雇用終了者数等 希望しない者等)					
(3	うち女性)	(	人)				(		
の対象者	図えて働ける制度 斉に係る基準の過 月の適用状況	用年達の		i (b)継続雇用等終了者数 望しない者)					
0.000	うち女性)	25	2人1人)					-	

#### viel ‡ □(ハ)65歳を超えて雇用する慣行がある □(ニ)予定なし) 1歳 55~59歳 60~64歳 65~69歳 70歳~ 0人 10人 10人 6人 4人 5人) 5人) 5人) 8人) 2人) 数 人(うち女性 A) 微 人(うち女性 (d) うち子会 (e) 定年退職者数(継続 (f)65歳までの継続 田者 雇用の終了によ 社等・関 雇用を希望したが継 る離職者数等 連会社等 続雇用されなかった での継続 雇用者数 人 A) A) ( A) (i)65歳 (f) 定年退 (h) 社会 を超え 職者数等 うち (g)業務委 貢献事 て働け (継続雇用 会社 業への る制度 託契約締 (e) うちその を希望し • 関 結制度を 従事制 の適用 他の会社で たが継続 会社 利用する 度を利 が終了 の継続雇用 雇用され での 用する した者 者数 なかった 統權 の数 者等) 者数 0人 01 0人 0人 2人 1 1 0人) 0人) 0人) 0人) 1人) (c)基準に該当し引き続 (d)継続雇用終了者 継続雇用の更新を き継続雇用された者 数等(基準に該 当しない者) の数 人 A) A) A) (c)基準に該当し引き続 (d)継続雇用等終了 (制度の適用を希 き継続雇用等された 者数等(基準に 者の数 該当しない者) 0人 1人 01 (人) 0人) 記入 所属及び役職 氏名 勞働 花子 魏務部魏務第一係長

じ会社が必要と認める者等を65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定め

雇用 □(ロ)上限年齢を規定していない)

#### (10) ⑰⑱欄【P23~】

就業規則に定める定年や継続雇用制度等に基づき、過去1年間に各制度の上限年齢等に到達した従業員等がいる場合に記入します。制度の規定が職種別等で異なる場合には、職種別に人数を算出し、その合計を記入します。

なお、定年年齢や継続雇用制度等の上限年齢により計上すべき欄が異なります。

- ・定年年齢や継続雇用制度の上限年齢が65歳以下であり、その後に65歳を超えて働ける制度 (⑭欄に該当するものを除く)がない場合
- ⇒<u>①欄のみ</u>に記入します。
- ・定年年齢が65歳であり、その後に65歳を超えて働ける制度(Q欄に該当するものを除く)がある場合や、定年年齢が66歳以上である場合(その後に働ける制度があるか否かにかかわらない)
- ⇒<u>®欄のみ</u>に記入します。
- ・定年年齢や継続雇用制度の上限年齢が64歳以下 であり、その後に65歳を超えて働ける制度(⑭ 欄に該当するものを除く)がある場合
- ⇒<u>⑰欄と⑱欄両方</u>に記入します。
- ※具体的な計上方法や(a)~(i)の内訳の詳細については必ず記入要領をご確認ください。

経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準を導入していなかった場合 ⇒⑩欄は記入せず、⑩欄に進んでください。

## (11) **19欄**【P30~】

経過措置に基づき継続雇用の対象者を限定する 基準を導入していた(している)場合に、過去 1年間に基準の適用年齢(64歳)に到達した従 業員の状況について記入します。

※令和7年4月1日以降、経過措置に基づきに対象者を限定する基準を設けている場合、高年齢者雇用安定法第9条に違反することとなりますので、早急に是正してください。

65歳を超えて働ける制度(④欄に該当する ものを除く)の対象者を限定する基準を導入 していない場合

⇒⑩欄は記入せず、<u>高年齢者雇用等推進</u>者と記入担当者の記入に進んでください。

#### (12) ②欄【P31~】

65歳を超えて働ける制度(⑭欄に該当するものを除く)を導入しており、かつ対象者を限定する基準を導入している場合に、過去1年間に基準の適用年齢に到達した従業員の状況について記入します。

高年齢者雇用等推進者・記入担当者【P32】 高年齢者雇用等推進者と、この報告書の記入担 当者の所属及び役職と氏名を記入します。社会 保険労務士等が記入する場合は、その連絡先も あわせて記入してください。

## 高年齢者雇用状況等報告書の記入方法

#### 《 必ず就業規則等をご覧になりながら記入してください 》

※ 記入に際しては、現在の実態や慣行等ではなく、 就業規則等に定める制度に基づいて記入してください。 報告書の記入例や Q&A、 解説動画を公開しています! 記入要領とあわせてご覧ください。



#### ○ 「従業員」と「常用労働者」について

・はじめに以下をご確認ください。

用語	主な使用欄	用語説明
従業員	16~20欄	「従業員」とは、就業規則等で定める雇用制度が適用される者をいい、正社員の他、契約社員、パート労働者等に加えて、 <u>1週間の所定労働時間が20時間未満の者も含みます</u> (雇用保険の被保険者とならない者(適用除外)も含みます)。
常用労働者	⑤欄	「常用労働者」とは、1年以上継続して雇用される者(見込みを含みます。)のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上の者をいい、正社員の他、契約社員、パート労働者等も含みます。なお、昼間学生等雇用保険の被保険者とならない者(適用除外)は計上不要です。

#### 1 事業主情報(①~⑦欄)

ここでは、報告事業主の情報について記入してください。

※ 提出日(枠外)も記入漏れが無いようご注意ください。

#### ①欄 名称(法人の場合)又は氏名(個人事業の場合)

法人の場合は法人の名称、個人事業の場合は屋号及び事業主の氏名を記入します。報告書が複写式であるため、スタンプ・ゴム印等を使用する場合、2枚目以降も忘れずに押印してください。 また、ふりがなも記入してください。

#### ②欄 代表者氏名(法人の場合)

法人の場合は、代表者の氏名を記入します(役職名は不要です。)。また、ふりがなも記入してください。個人事業の場合は空欄としてください。

#### ③欄 住所(法人にあっては主たる事業所の所在地)

郵便番号、住所、電話番号を記入してください。

#### 4欄 法人番号

法人番号(13 桁)を記入してください。個人事業の場合は空欄としてください。

※ 法人番号検索はこちら: https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

## (国税庁法人番号公表サイト)

#### ⑤欄 産業分類番号

参考3 (P58) の「日本標準産業分類(中分類番号)表」の中分類の番号(2桁)を記入し、具

体的な事業内容を記入してください。

- ※ 高年齢者雇用状況等報告について、高年齢者雇用安定法第7条により、船員職業安定法第6条第1項に規定する船員並びに国家公務員及び地方公務員には適用されません。
- ※ 貴社の産業分類番号は同封の「御挨拶」に記載しております。

#### ⑥欄 労働組合の有無

労働組合の有無についてどちらかにチェックしてください。

#### ⑦欄 雇用保険適用事業所番号

雇用保険適用事業所番号を記入してください。

※ 貴社の雇用保険適用事業所番号は同封の「御挨拶」に記載しております。

#### 2 定年制の状況(⑧~⑨欄)

ここでは、就業規則等で定める定年制の状況について記入してください。

## 《<u>⑧欄「定年」で「イ 定年なし」を選択した場合も、⑨欄「定年の改定予定等」は必ず</u> 記入してください。》

#### ⑧欄 定年

<u>就業規則等に定年\*\*1の定めがない場合</u>は、「**イ 定年なし**」にチェックしてください。 <u>就業規則等に定年の定めがある場合</u>は、「**ロ 定年あり**」にチェックした上で定年年齢を記入 します。

- ・定年年齢が職種別や雇用形態別等で異なる場合(17ページも参照)
  - →最も低い年齢を記入してください。
- ・定年年齢を従業員が自由に選択できる制度(選択定年制)がある場合(17ページも参照)
- →選択可能な最も高い年齢を記入してください。

なお、定年年齢が 60 歳を下回る場合は、高年齢者雇用安定法第8条に違反することとなりますので、早急に是正してください。

※1 定年とは、労働者が所定の年齢に到達したことを理由として自動的に又は解雇の意思表示によってその地位を失わせる制度であって、就業規則、労働協約又は労働契約に定められたものにおける当該年齢のことをいいます。

#### ⑨欄 定年の改定予定等

貴社における、今後の定年制の改定予定等を記入してください。

- ・定年年齢を改定する予定がある場合
  - →「イ 改定予定あり」にチェックし、改定を予定している年月と改定後の定年年齢を記 入してください。
- ・定年制を廃止する予定がある場合
  - →「ロ 廃止予定あり」にチェックし、廃止を予定している年月を記入してください。
- ・定年年齢の改定又は定年制の廃止を検討しているが、時期が具体的に決まっていない場合 →「ハ 改定又は廃止を検討中」にチェックしてください。
- ・定年年齢の改定・廃止の予定がない場合
  - →「ニ 改定・廃止予定なし」にチェックしてください。

## 《<u>⑧欄「定年」で「イ 定年なし」を選択した場合は⑩・⑪欄を記入せず、⑫欄に進んでください。</u>》

## 3 継続雇用制度の状況(⑩・⑪欄)

ここでは、就業規則等で定める継続雇用制度の状況について記入してください。

#### ⑩欄 継続雇用制度

貴社における、定年(⑧欄で記入した定年)後の継続雇用制度の導入状況を記入してください。 継続雇用制度を就業規則等に定めている場合は、「イ 就業規則等で継続雇用制度を定めてい る」にチェックしてください。

継続雇用制度を就業規則等に定めていない場合や、定めはあるが対象者を限定する基準の根拠が具体的・客観的な基準でない場合(会社が必要と認める者、上司の推薦がある者に限る等)、は、「ロ 制度として導入していない(運用により継続雇用を行う場合を含む)」にチェックしてください。

なお、定年年齢が65歳未満であり、定年後の希望者全員の継続雇用制度の上限年齢も65歳未満の場合は、高年齢者雇用安定法第9条に違反することとなりますので、早急に是正してください。

#### <継続雇用制度を就業規則等に定めている場合>

「イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている」にチェックした場合は、以下の手順に従い 「a 継続雇用先」と「b 対象」を記入してください。

#### a 継続雇用先

- ・就業規則等に65歳以下までの継続雇用制度を定めている場合
- $\rightarrow$ 「(i)65 歳以下」の(イ)~(ハ)から、継続雇用先として該当するもの全てにチェックしてください。
- ・就業規則等に65歳を超えた継続雇用制度を定めている場合
  - $\rightarrow$ 「(ii)65 歳超」の(イ)~(二)から、継続雇用先として該当するもの全てにチェックしてください。
- ・定年年齢が64歳以下で、さらに65歳を超えた継続雇用制度を就業規則に定めている場合
- → 65 歳以下の継続雇用制度に基づく継続雇用先は「(i)65 歳以下」の(イ)~(ハ)から、 65 歳を超えた継続雇用制度に基づく継続雇用先は「(ii)65 歳超」の(イ)~(ニ)から、該 当するもの全てにチェックしてください(65 歳以下及び 65 歳を超えた継続雇用制度に 基づく継続雇用先が同様の場合でも、(i)(ii)両方にチェックが必要です。)。
- ・定年年齢が65歳で、さらに65歳を超えた継続雇用制度を就業規則等に定めている場合
- $\rightarrow$ 「(i) 65 歳以下」にはチェックをせずに「(ii) 65 歳超」の(イ)~(二)から、該当するもの全てにチェックをしてください。

#### b 対象

- 希望者全員を継続雇用の対象としている場合
  - 「(イ)希望者全員を対象」にチェックし、継続雇用の上限年齢を記入してください。
  - ・ 継続雇用の上限年齢を設けていない場合
    - → 上限年齢の欄に「99」を記入してください。
  - ・ 継続雇用の上限年齢を設けている場合
    - → 上限年齢の欄に、希望者全員に適用される上限年齢を記入してください。

次に、希望者全員の継続雇用の上限年齢に到達した後も、基準<sup>\*1</sup>に該当する一部の者 のみを対象とした継続雇用制度の定めが就業規則等にある場合には、「**更に基準に該当す る者」の欄にもその上限年齢(上限年齢を設けていない場合は「99」)を記入**してくださ い<sup>\*2</sup>。なお、対象者を限定して継続雇用する制度が就業規則等に定められていない場合 は空欄としてください。

また、対象者を限定する基準の根拠について、制度の上限年齢が 65 歳以下の場合\*\*3 は「(i)基準(65 歳以下)の根拠」に、65 歳を超えている場合は「(ii)基準(65 歳超)の根拠」に、当該基準の根拠となる就業規則等が労使協定等を締結した上で定められたものであるか、該当する(a)又は(b)にチェックしてください。

- 基準に該当する者だけを継続雇用の対象とする場合
- 「(ロ) **基準に該当する者を対象**」にチェックし、継続雇用の上限年齢(上限年齢を設けていない場合は「99」)を記入してください。

次に、対象者を限定する基準の根拠について、「(i)基準(65歳以下)の根拠」\*3及び「(ii)基準(65歳超)の根拠」の区分に応じて、当該基準の根拠となる就業規則等が労使協定等を締結した上で定められたものであるか、該当する(a)又は(b)にチェックをしてください。

- ※1 「基準」については、5ページの※3「「基準」について」を参照してください。
- ※2 継続雇用制度の対象者を限定する基準を複数設けている場合、⑩⑫欄は最終的な基準の状況について記入してください。
  - 例 定年年齢が60歳、その後65歳まで希望者全員継続雇用制度により雇用。さらに、基準Aにより65歳からの継続雇用制度の対象者を限定し、68歳以降は基準Bにより継続雇用制度の対象者を限定している場合は、最終的な基準である基準Bについて記入してください。
- ※3 <u>令和7年4月1日以降、経過措置に基づき対象者を限定する基準を設けている場合、</u> 高年齢者雇用安定法第9条に違反することとなりますので、早急に是正してください。

#### <経過措置を廃止しかつ過去1年間に基準適用年齢(64歳)到達者がいた場合の記入について>

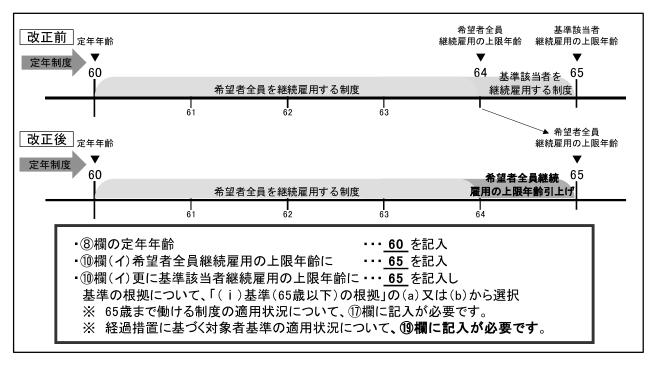
これまで経過措置に基づき、対象者を限定する基準を導入していたところ、経過措置の適用期間終了等に伴い、令和6年6月1日から令和7年3月31日までに経過措置に係る就業規則等の定めを廃止し、希望者全員が65歳以上まで継続雇用される制度等を導入した場合で、令和6年6月1日から廃止した日までの間に経過措置に基づく基準の適用年齢(64歳)に到達した従業員がいた場合、⑩欄において当該基準の適用年齢に到達した従業員の状況を記入していただく必要があるため、下の例のとおり、改正した制度の上限年齢欄に、改正後の年齢を記入してください。

なお、令和7年4月1日以降、経過措置に基づき対象者を限定する基準を設けている場合、高年齢者雇用安定法第9条に違反することとなりますが、4月1日以降、依然として経過措置に基づく対象者を限定する基準を導入しており、5月31日までの間に経過措置に基づく基準の適用年齢(64歳)に到達した従業員がいた場合は、上記と同様にその状況を記載していただく必要があります。ただし、法違反状態であることから、早急に是正が必要です。

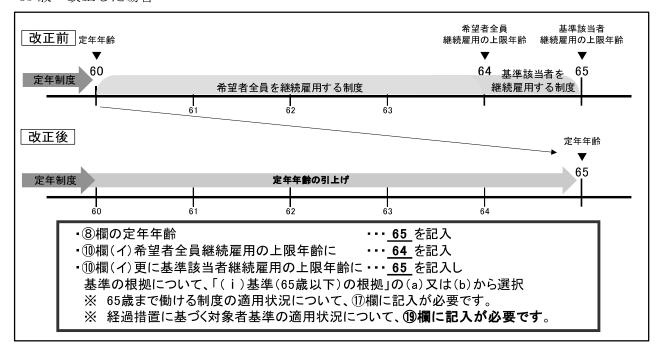
※令和6年6月1日から廃止した日までの間に経過措置に基づく基準の適用年齢(64歳)に 到達した従業員がいなかった場合は、令和7年6月1日付の就業規則等の状況を記入してく ださい。

## 【⑩欄 過去1年間に経過措置を廃止しかつ 過去1年間に基準適用年齢(64歳)到達者がいた場合の記入例】

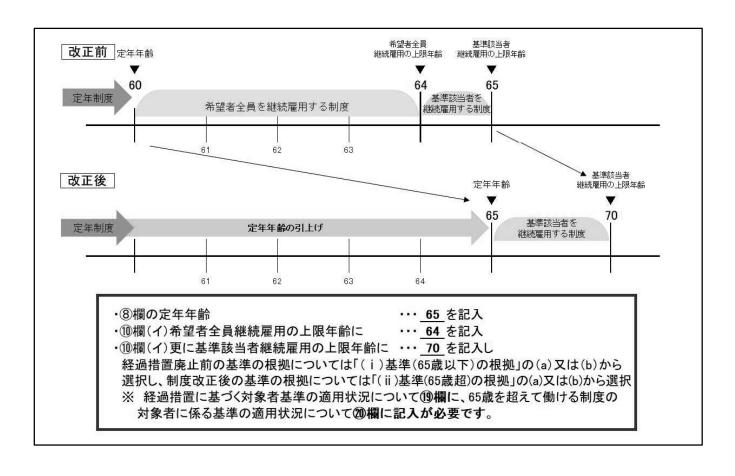
(1) 定年 60 歳、希望者全員継続雇用 64 歳、基準該当者継続雇用 65 歳としていたところ、定年 60 歳、希望者全員継続雇用の上限年齢を 65 歳へ改正した場合



(2) 定年 60 歳、希望者全員継続雇用 64 歳、基準該当者継続雇用 65 歳としていたところ、定年を 65 歳へ改正した場合



(3) 定年 60 歳、希望者全員継続雇用 64 歳、基準該当者継続雇用 65 歳としていたところ、定年を 65 歳、基準該当者継続雇用 70 歳へ改正した場合



#### <継続雇用制度の内容が職種別・雇用形態別で異なる場合の記入について>

継続雇用制度の内容が職種別・雇用形態別で異なる場合、<u>原則は、</u>⑧欄で記入した職種に係る 継続雇用制度の状況について記入してください。(⑧欄の記入方法については12ページ参照) ただし、定年年齢が同じで継続雇用制度の内容のみが異なる場合は、より退職規定が厳しい 方の職種について記入してください。

なお、①・⑱欄は職種別・雇用形態別にそれぞれ人数を算出しその合計を記入してください。

- 例1. 正社員の定年が60歳、希望者全員を70歳まで継続雇用、パート社員の定年が70歳、その後の継続雇用制度がない場合
  - ・⑧欄は最も低い定年年齢の職種である正社員について記入するところ、⑩欄も正社員について記入することとなりますので、<u>⑧欄の定年年齢に「60」</u>、⑩欄のイ「b 対象」<u>「(イ) 希望</u>者全員を対象」の上限年齢に「70」と記入します。
- 例2. 専門職の定年が65歳、希望者全員を70歳まで継続雇用、事務職の定年が65歳、基準該 当者を70歳まで継続雇用する制度を導入している場合
  - ・定年年齢が同じで継続雇用制度の内容のみが異なるため、より退職規定が厳しい事務職について記入することとなりますので、<u>⑧</u>欄の定年年齢に「65」、<math><u>⑩</u>欄のイ「b 対象」<u>「(ロ) 基</u>準に該当する者を対象」の上限年齢に「70」と記入します。
- 例3. 専門職の定年が65歳、希望者全員を上限年齢なしで継続雇用、事務職の定年が65歳、希望者全員を70歳まで継続雇用する制度を導入している場合
  - ・定年年齢が同じで継続雇用制度の内容のみが異なるため、より退職規定が厳しい事務職について記入することとなりますので、<u>⑧欄の定年年齢に「65」</u>、⑩欄のイ「b 対象」<u>「(イ) 希</u>望者全員を対象」の上限年齢に「70」と記入します。

## 〈定年年齢を従業員が自由に選択できる制度(選択定年制)を導入しており、かつ、選択できる定年年齢の上限まで希望者全員を継続雇用する制度を導入している場合の記入について>

定年年齢を従業員が自由に選択できる制度(選択定年制)を導入しており、かつ、選択できる定年年齢の上限まで希望者全員を継続雇用する制度を導入している場合、⑩欄は「ロー制度として導入していない」にチェックしてください(例1)。(65歳までの継続雇用制度があっても選択定年への救済措置であると捉え、便宜上「制度として導入していない」にチェックしてください。)

ただし、更に選択定年制の上限年齢を超えて働ける制度がある場合は、その制度の内容について⑩欄に記入いただく必要があります**(例2)**。

なお、⑰⑱欄は選択可能なすべての年齢の定年到達者数を計上してください。

- 例1. 60~65 歳まで定年を選択でき、かつ、希望者全員を 65 歳まで継続雇用する制度を導入している場合
  - ・⑧欄の<u>定年年齢に「65」</u>と記入し、<u>⑩欄は「ロー制度として導入していない」</u>にチェックしてください。
- 例2. 60~65 歳まで定年を選択でき、かつ、希望者全員を 65 歳まで、さらに基準該当者を 70 歳まで継続雇用する制度を導入している場合
  - ・<u>⑧欄の定年年齢に「65」</u>、⑩欄はイ「b 対象」<u>「(ロ) 基準に該当する者を対象」の上限年齢</u> に「70」と記入します。

#### ⑪欄 継続雇用制度の導入・改定予定

貴社における、今後の継続雇用制度の導入・改定予定を記入してください。

#### <継続雇用制度の導入・改定予定がある場合>

「イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり」にチェックした場合は、導入・改定予定の年月と導入・改定後の上限年齢(上限年齢を設けない場合は「99」)を記入のうえ、内容を(イ)~(ニ)から選択してください。

#### 【選択肢の選び方】

- ・ 65 歳までの高年齢者雇用確保措置に係る経過措置の基準を廃止する場合
  - $\rightarrow$  「(イ) 経過措置の基準の廃止」にチェックしてください。
- ・ これまで継続雇用制度の導入を行っていない場合や、(就業規則等に定めずに)運用により継続雇用を行っている場合において、新たに就業規則等に継続雇用制度を定め、導入する予定の場合
  - $\rightarrow$  「(ロ) 新規導入」にチェックしてください。
- ・ 現在の継続雇用制度の上限年齢を引き上げる場合
- $\rightarrow$  「(**ハ**) 上限年齢の引上げ」にチェックしてください。
- ・ 65 歳を超えた継続雇用制度について、対象者基準を設けた上で就業規則等に定めているところ、当該対象者基準を廃止する予定の場合や、(イ)~(ハ)に該当しない内容の場合
  - $\rightarrow$  「(二) その他」にチェックしてください。

#### <継続雇用制度の導入・改定を検討しているが、時期が具体的に決まっていない場合>

「ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中」にチェックしてください。

#### <継続雇用制度の導入・改定予定がない場合>

「ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし」にチェックしてください。

なお、令和7年4月1日以降、経過措置に基づき対象者を限定する基準を設けている場合、高年齢者雇用安定法第9条に違反することとなりますので、早急に是正してください。

#### 4 創業支援等措置の状況(12・13欄)

ここでは、就業規則等で定める創業支援等措置の状況について記入してください。(創業支援等措置については、6ページを参照してください。)

⑧欄で「イ 定年なし」にチェックをしている場合も記入してください。

#### ⑫欄 創業支援等措置(65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献)

貴社における、創業支援等措置の実施状況を記入してください。

○ 創業支援等措置を<u>就業規則等に定め、かつ創業支援等措置の実施に関する計画(以下「実施</u> 計画」といいます。)を作成している場合

「イ 創業支援等措置を実施している」にチェックしてください。

- 創業支援等措置を就業規則等に定めていない場合
- 実施計画を作成していない場合(就業規則の定めの有無に関わらない)
- 就業規則等に定めているものの、対象者を限定する基準が具体的・客観的な基準でない場合 「ロ 創業支援等措置を実施していない(運用により起業支援等を実施する場合を含む)」に チェックしてください。

(例えば、就業規則等に起業支援を行う制度の<u>定めはない</u>が、65 歳を超えた者に対して起業のための支援を行っている場合は「運用により起業支援等を実施している)と分類されます。また、就業規則等に起業支援を行う制度の<u>定めはあるものの</u>、実施計画を作成せずに起業支援等を実施している場合も同様です。)

なお、「イ 創業支援等措置を実施している」に該当しない創業支援等措置の運用状況についてはW欄に記入してください。

#### <創業支援等措置を実施している場合>

「イ 創業支援等措置を実施している」にチェックした場合は、以下に従い、a~c を記入してください。

#### a 実施している措置

(イ)~(二)から該当するもの<u>全てに</u>チェックしてください。具体的には、それぞれ下記のような制度が想定されます。

#### (イ)業務委託

高年齢者が定年後(又は継続雇用制度終了後。以下この a において「定年後等」といいます。)に新たに事業を開始し、事業主と高年齢者個人又は高年齢者が設立した法人が継続的に業務委託契約を締結する制度。

#### (ロ)自社が実施する社会貢献事業

高年齢者が定年後等に、<u>定年等まで雇用した事業主が実施する社会貢献事業</u>に継続的に従 事できる制度。

#### (ハ) 自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業

高年齢者が定年後等に、<u>定年等まで雇用した事業主が事業を委託する団体が実施する社会</u> 貢献事業に継続的に従事できる制度。

#### (ニ)自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業

高年齢者が定年後等に、<u>定年等まで雇用した事業主が出資等</u>(資金の出資のほか、事業を行うための事務スペースの提供・貸与など)<u>を行う団体が実施する社会貢献事業</u>に継続的に従事できる制度。

※ (ロ)~(ニ)の社会貢献事業の詳細については、6ページの※1を参照してください。

#### b 過半数労働組合等の同意

高年齢者就業確保措置として創業支援等措置を実施する場合に必要な実施計画に係る過半数 労働組合等の同意について、(イ)又は(ロ)のうち該当するものにチェックしてください。

#### c 対象

- 希望者全員を対象とする場合
  - 「(イ) 希望者全員を対象」にチェックし、上限年齢を記入してください。
  - ・ 制度の上限年齢を設けていない場合
    - → 上限年齢の欄は「99」を記入してください。
  - ・ 制度の上限年齢を設けている場合
    - → 上限年齢の欄に、希望者全員に適用される上限年齢を記入してください。

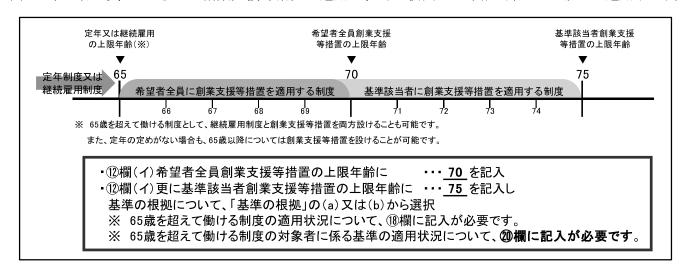
次に、希望者全員の創業支援等措置の上限年齢に到達した後も、基準に該当する一部の者のみ継続して制度の対象とすることがある場合には、「更に基準に該当する者」の欄もその上限年齢を記入してください。なお、希望者全員を対象とした創業支援等措置の上限年齢以降、対象者を限定して実施する創業支援等措置がない場合は空欄としてください。

また、対象者を限定する基準の根拠となる就業規則等が、労使合意を得た上で定められた ものであるか、該当する(a)又は(b)にチェックしてください。

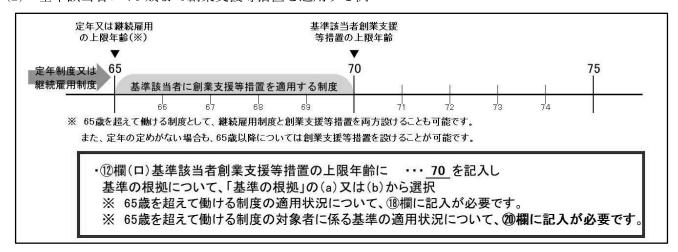
- 基準に該当する者だけを創業支援等措置の対象とする場合
  - 「(ロ) 基準に該当する者を対象」にチェックし、希望者全員を対象とする場合と同様に、 上限年齢(上限年齢を設けていない場合は「99」)を記入し、該当する基準の根拠((a) 又は (b))にチェックしてください。

#### 【⑫欄 創業支援等措置の記入例】

(1) 希望者全員に70歳まで創業支援等措置を適用し、その後更に基準該当者に75歳まで適用する例



(2) 基準該当者に70歳まで創業支援等措置を適用する例



#### ①欄 創業支援等措置の導入・改定予定

貴社における、今後の創業支援等措置の導入・改定予定を記入してください。

#### <創業支援等措置の導入・改定予定がある場合>

「イ **創業支援等措置の導入・改定予定あり」**にチェックし、導入・改定予定の年月と導入・改定後の上限年齢(上限年齢を設けない場合は「99」)を記入の上、内容を(イ)~(ニ)から選択してください。

#### 【選択肢の選び方】

- 創業支援等措置に係る対象者基準を廃止する場合
  - $\rightarrow$  「 $(\Lambda)$  対象者限定基準の廃止」にチェックしてください。
- ・これまで創業支援等措置を行っていない場合や創業支援等措置を就業規則等に定めていない場合、就業規則等に定めているものの実施計画の作成をしていない場合(運用により創業支援等措置を行っている場合)において、就業規則等に創業支援等措置を定め、かつ、実施計画を作成し、導入する予定の場合
- $\rightarrow$ 「( $\mathbf{p}$ ) 新規導入」にチェックしてください。
- 創業支援等措置の上限年齢を引き上げる場合
  - $\rightarrow$  「(ハ) 上限年齢の引上げ」にチェックしてください。
- ・ 実施計画の変更(例えば、業務の内容に関する変更等)を行う予定の場合や、(イ)~(ハ) に該当しない内容の場合
  - $\rightarrow$  「(二) その他」にチェックしてください。

#### <創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等と協議を行っている場合>

「ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている(過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む)」にチェックしてください。

<創業支援等措置の導入・改定を検討しているが、時期が具体的に決まっていない場合>
「ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中」にチェックしてください。

#### <創業支援等措置の導入・改定予定がない場合>

「ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし」にチェックしてください。

#### 5 65歳を超えて働ける制度等の状況(⑭欄)

#### **⑭欄 65 歳を超えて働ける制度等(⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く)の状況**

ここでは、高年齢者就業確保措置(措置の概要は4ページを参照してください。)を実施しているとはいえないものの、65歳を超えて働ける何らかの取組(⑧・⑩・⑫欄において記入した、65歳を超えて働ける制度を除く。)を行っているかどうかについて記入してください。

以下に該当する場合は⑭欄の記入は不要です。

- ・⑧欄が定年なしの場合
- ・8・⑩・⑫欄のいずれかが70歳以上の場合
- ・⑩・⑫欄の上限年齢の規定がない場合(上限年齢の欄が「99」の場合)

○ 就業規則等に 65 歳を超えて働ける制度(雇用によらない制度も含む)を定めているものの、 対象者を限定する基準が具体的・客観的な基準でない場合(会社が必要と認める者、上司の推 薦がある者等)

「イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を 65 歳を超えて働ける制度を就業規則等に定めている」にチェックした上で、上限年齢の規定がある場合は(イ)にチェックし、上限年齢を記入してください(導入している制度が雇用によらない制度である場合も、制度が適用される上限年齢を記入してください。)。また、上限年齢を規定していない場合は(ロ)にチェックしてください。

なお、<u>創業支援等措置を就業規則に定めているものの、実施計画を作成していない場合</u>は、 上記と同様に記入してください。

○ 就業規則等に 65 歳を超えて働ける制度を定めていないものの、運用等により 65 歳を超えて働ける制度を実施している場合

「ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない」にチェックしてください。その上で、今後、当該制度等を就業規則等に規定する予定がある場合は(イ)、検討中の場合は(ロ)、引き続き運用等により実施する場合は(ハ)にチェックしてください。

なお、<u>創業支援等措置を就業規則等に定めていないものの、実施計画を作成している場合</u>は、 上記と同様に記入してください。

○ 65 歳を超えて働ける制度がまったくない場合

「ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない」にチェックしてください。その上で、今後、65歳を超えて働ける何らかの制度を導入予定の場合は(イ)、検討中の場合は(ロ)、予定のない場合は(ニ)にチェックしてください。

#### 6 常用労働者数(⑤欄)

#### ①欄 常用労働者数 (うち女性)

貴社が令和7年6月1日時点で雇用している常用労働者<sup>※1</sup>の人数を、年齢階級別に計上し、 括弧内には内数として女性の人数を記入してください。

使用人兼務役員については、雇用保険被保険者となっている場合に常用労働者として計上してください。また、出向中の労働者は、原則として、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。なお、派遣社員は派遣元の事業所で計上してください。

※1 「常用労働者」については 11 ページの「「従業員」と「常用労働者」について」を参照してください。

#### 7 過去1年間の離職者の状況(16欄)

#### 16欄 過去1年間の離職者の状況(うち女性)

過去1年間(令和6年6月1日から令和7年5月31日まで)に、以下のような<u>解雇(**労働者**</u> **の責めに帰すべき理由及び自己都合によるものを除く**)その他の事業主都合(以下「**解雇等**」 といいます。)**により離職した45歳以上70歳未満の従業員**<sup>\*1</sup>の人数と、そのうち高年齢者雇用 安定法第17条に規定する求職活動支援書<sup>\*2</sup>を作成した従業員の人数を記入してください。また、内数として女性の人数を記入してください。

なお、該当する従業員がいない場合は、「0」を記入してください。

- ・ 解雇 (労働者の責めに帰すべき理由によるものを除く)
- ・ 継続雇用制度の対象者となる高年齢者に係る基準(経過措置に基づくもの)を定めている 場合において、当該基準に該当しなかったことによる退職
- ・ その他事業主の都合による退職
- ・ 創業支援等措置による契約が事業主都合により終了する場合(労働者の責めに帰すべき理由によるものを除く)
- ※1 「従業員」については11ページの「「従業員」と「常用労働者」について」を参照してください。
- ※2 「求職活動支援書」とは、解雇等により離職することとなっている 45 歳以上 70 歳未満 の高年齢者等が希望するときに、その円滑な再就職を促進するために事業主が作成する、 当該高年齢者等の職務の経歴、職業能力その他のその高年齢者等の再就職に資する事項 を明らかにする書面のことをいいます(高年齢者雇用安定法第17条)。

# 《<u>⑧欄「定年」で「イ 定年なし」を選択し、かつ⑫欄で「ロ 創業支援等措置を実施していない」を選択した場合は⑪~⑩欄を記入せず、「高年齢者雇用等推進者」「記入担当者」</u>欄に進んでください》

#### 8 過去1年間の定年到達者等の状況(⑪・⑱欄)

ここでは、<u>就業規則等に定年や継続雇用制度等を定めており、これらの制度に基づいて</u>過去1年間(令和6年6月1日から令和7年5月31日まで)に制度の上限年齢等に到達した従業員<sup>\*1</sup>がいる場合に記入してください。就業規則等に定める定年や継続雇用制度等の規定が職種別等で異なる場合には、職種別等で①・⑱欄を算出し、それぞれの合計を⑰・⑱欄へ記入してください。継続雇用等の対象者を限定する基準が複数ある場合も、各基準について⑪・⑱欄を算出し、それ

ぞれの合計を⑪・⑱欄へ記入してください。

※ 過去1年間に就業規則等に定める制度の上限年齢等に変更が生じた場合(経過措置に基づく基準を廃止した場合を含む)で変更前の制度の上限年齢等に該当する従業員がいる場合は、制度別に⑪・⑱・⑩・⑩・⑩横を算出し、それぞれの合計を記入してください。

また、以下のとおり、就業規則等に定める制度の上限年齢に応じて記入する欄が異なりますので、ご注意ください。

- I <u>定年年齢や継続雇用制度の上限年齢が65歳以下であり、その後に65歳を超えて働ける制度</u> \*2がない場合は⑰欄のみに記入します。
- II 定年年齢が65歳であり、その後に65歳を超えて働ける制度\*2がある場合や、定年年齢が66歳以上である場合(その後に働ける制度があるか否かにかかわらない)は、®欄のみに記入します。
- III <u>定年年齢や継続雇用制度の上限年齢が64歳以下であり、その後に65歳を超えて働ける制度</u> \*2がある場合は⑰欄と⑱欄両方に記入します。
- ※1 1週間の所定労働時間が 20 時間未満の者も含みます(雇用保険の被保険者とならない者 (適用除外)も含みます。)。詳しくは、11ページの「「従業員」と「常用労働者」について」 を参照してください。また、定年年齢を従業員が自由に選択できる制度がある場合は、選 択可能な全ての年齢の定年到達者数を計上してください。希望者全員継続雇用制度を導入 している場合は、上限年齢に到達した者のみを計上してください(上限年齢に到達する前 に退職した者については計上しないでください。)。

なお、⑩・⑫欄に記入した制度であったとしても、上限年齢を設けていない(上限年齢の欄に「99」が記入されている)場合は、当該制度を利用している従業員が退職したとしても ⑰・⑱欄への記入は不要です。

- ※2 ①・⑱欄は、⑧・⑩・⑫欄に記入した制度の適用状況を報告する欄となりますので、**⑭欄** に記入した制度は除きます。
- ※ 27ページ以降の<⑪欄と⑱欄の記入にあたっての考え方>も併せて参照してください。

#### <参考:65歳を超えて働ける制度の考え方について>

「65 歳を超えて働ける制度」があるか否かは、<u>就業規則等に規定された制度の上限年齢が 65 歳を超えているか否かにより判断いただくこととなります</u>。例えば、就業規則に以下のとおり定年年齢を規定している場合、65 歳に達した日を超えて働くこととなりますが、定年年齢は 65 歳となるため、「65 歳を超えて働ける制度」には該当しません。

(定年を満65歳とする就業規則の記載例)

(定年等)

第○条 労働者の定年は、満65歳とし、定年に達した年度の末日をもって退職とする。

#### ①欄 65 歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)

以下の①又は②に該当する場合に、過去1年間(令和6年6月1日から令和7年5月31日まで)に定年年齢に到達した者について、次の(a)から(e)に従って計上してください。

- ① 定年年齢、継続雇用制度等の上限年齢がいずれも65歳以下の場合
- ② 最終的な継続雇用制度等の上限年齢が65歳を超えているが定年年齢が64歳以下の場合 さらに、継続雇用制度の上限年齢(65歳以下)に到達した者の人数を(f)に記入してください。 また、それぞれについて内数として女性の人数を記入してください。

#### (a) 定年到達者の総数

定年年齢に到達した従業員の総数を計上してください。

% 以下の(b)(c)(e)の合計と一致するよう記入してください。

#### (b) 定年退職者数(継続雇用を希望しない者等)

上記(a)のうち、定年後の継続雇用を希望せずに定年年齢で退職した者や、就業規則等に 定年後に働き続けられる制度が定められておらず定年年齢に到達した者(運用等により引 き続き勤務している者も含む)等の人数を計上してください。

#### (c) 継続雇用者数

上記(a)のうち、定年年齢に到達した後に継続雇用された者の人数を計上してください。

(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数

上記(c)のうち、定年後に子会社等又は関連会社等で継続雇用された者の人数を計上してください。

※ 継続雇用先として該当するものは、⑩欄の「a 継続雇用先」で全てチェックしてください。

#### (e) 定年退職者数(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)

上記(a)のうち、解雇事由又は退職事由に該当するなどにより、定年後の継続雇用を希望 したが継続雇用されなかった者の人数を計上してください。

#### (f) 65 歳までの継続雇用の終了による離職者数等

継続雇用制度の上限年齢に到達したことにより退職した者や、経過措置の基準に該当せず離職した者等の人数を計上してください。また、就業規則等には 65 歳を超えて働ける制度が定められていないものの、運用等で 65 歳を超えて働いている労働者がいる場合、当該労働者は就業規則等に定められた制度の適用は終了していると判断されるため、⑰欄では「65 歳までの継続雇用の終了による離職者等」に含めることになります。

なお、希望者全員を継続雇用する制度の上限年齢が 65 歳であっても、その後に基準に該当する者を 66 歳以上まで継続雇用する制度や、創業支援等措置の制度がある場合は、65 歳に到達した者の状況については⑪欄(f)に計上せず、⑱欄の(a)に計上し、その内訳を(b)~(h)に計上してください。

#### ⑱欄 65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)

貴社における定年年齢、継続雇用制度等のいずれかの上限年齢が 65 歳を超えている (66 歳以上)場合 (8欄で「イ 定年なし」を選択し、他に 65 歳を超えて働ける制度がない場合を除く。)、過去1年間(令和6年6月1日から令和7年5月31日まで)に定年や継続雇用制度等の上限年齢(65歳以上)に到達した者について、次の(a)から(h)に従って計上してください。さらに、65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数を(i)に記入してください。また、それぞれについて内数として女性の人数を記入してください。

#### (a) 定年到達者等の総数

定年年齢や継続雇用制度等の上限年齢に到達した従業員の総数を計上してください。 ※ 以下の(b)(c)(f)(g)(h)の合計と一致するよう記入してください。

#### (b) 定年退職者数等(継続雇用を希望しない者等)

上記(a)のうち、定年年齢や継続雇用制度等の上限年齢に到達した後に、その後も働き続

けられる制度の適用を希望せずに退職した者や、就業規則等に定年年齢や継続雇用制度等の上限年齢に到達した後に働き続けられる制度が定められておらず、制度の上限年齢等に到達した者(運用等により引き続き勤務している者も含む)等の人数を計上してください。

#### (c) 継続雇用者数(継続雇用の更新を含む)

上記(a)のうち、定年年齢に到達した後に継続雇用(希望者全員・基準該当者は問わない)された者及び継続雇用制度(希望者全員)の上限年齢到達後に更に基準に該当する者として継続雇用された者の人数を計上してください(1年毎の再雇用契約の更新などは含みません)。

#### (d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数

上記(c)のうち、継続雇用先が子会社等又は関連会社等である者の人数を計上してください。

※ 継続雇用先として該当するものは、⑩欄の「a 継続雇用先」で全てチェックしてください。

#### (e) うちその他の会社での継続雇用者数

上記(c)のうち、継続雇用先が子会社等又は関連会社等以外である者の人数を計上してく ださい。

※ 継続雇用先として該当するものは、⑩欄の「a 継続雇用先」で全てチェックしてください。

#### (f) 定年退職者数等(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者等)

上記(a)のうち、解雇事由又は退職事由に該当するなどにより、定年年齢や継続雇用制度 等の上限年齢に到達した後に、その後も働き続けられる制度の適用を希望したが適用され なかった者の人数を計上してください。

※ 就業規則等には 65 歳を超えて働ける制度が定められていないものの、運用等で 65 歳 を超えて働いている労働者がいる場合、当該労働者は就業規則等に定められた制度の運用は終了していると判断されるため、「65 歳までの継続雇用の終了による離職者等」に含めることになりますので、ご注意ください。

#### (g) 業務委託契約締結制度の利用を開始した者

定年年齢に到達した後又は継続雇用制度(希望者全員・基準該当者は問わない)若しくは 創業支援等措置(希望者全員)の上限年齢到達後に業務委託契約を締結する制度の利用を 開始した者の人数を計上してください。

#### (h) 社会貢献事業への従事制度の利用を開始した者

定年年齢に到達した後又は継続雇用制度(希望者全員・基準該当者は問わない)若しくは 創業支援等措置(希望者全員)の上限年齢到達後に社会貢献事業に従事する制度の利用を 開始した者の人数を計上してください。

#### (i) 65 歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数

65 歳を超えて働ける制度の上限年齢に到達した者等の人数を計上してください。なお、 65 歳を超えて働ける制度が複数ある場合は、最終的な制度の上限年齢に到達した者等の人 数を計上してください。

※「最終的な継続雇用制度等の上限年齢」の考え方について

定年年齢が 60 歳で、65 歳まで希望者全員を継続雇用、その後さらに基準に該当する 者について 70 歳まで継続雇用する制度を就業規則等に定めている場合、「最終的な継続 雇用制度等の上限年齢」は 70 歳となります。

なお、最終的な継続雇用制度等の上限年齢を設けていない(上限年齢の欄に「99」を 記入している)場合、その1つ前の継続雇用制度等の上限年齢により判断し、65歳以下 の場合はケースIとして、66歳以上の場合はケースⅡかⅢとして記入することとなりま す(上限年齢を設けていない継続雇用制度等が適用されている者の離職の状況等は⑰・ ⑱欄の記入は不要です。)。

#### <⑪欄と⑱欄の記入にあたっての考え方>

#### 【ステップO. 「最終的な継続雇用制度等の上限年齢」が 65 歳以下か、65 歳超か 】

最終的な継続雇用制度等の上限年齢が 65 歳以下か、65 歳を超えているかどうか確認します。この上限年齢が 65 歳以下の場合は $<math>\overline{}$  協のみの記入(以下、 $\overline{}$  のケース)となりますが、 $\overline{}$  65 歳を超えている場合には、 $\overline{}$  閣欄のみの記入(以下、 $\overline{}$  のケース)となる場合と $\overline{}$  の両方に記入(以下、 $\overline{}$  のケース)が必要な場合があります。

### I. 最終的な継続雇用制度等の上限年齢が65歳以下の場合(①欄のみに記入する場合)

例えば、以下の場合が該当します(いずれの例についても、65 歳を超えた継続雇用制度等がないことがポイントです。)。

- ① 定年年齢が65歳で、その後の継続雇用制度がない場合
- ② 定年年齢が64歳以下で、65歳まで希望者全員を継続雇用する制度がある場合

### 【ステップ1. 定年年齢到達者の記載】

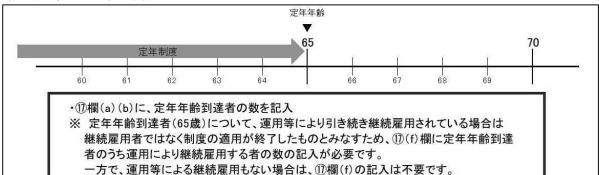
まず、**定年年齢に到達した者の状況について、⑰欄の(a)~(e)**に記入します。(b)(c)(e)欄は(a)欄の内訳となりますので、(b)(c)(e)欄の合計は(a)欄と一致させてください。上記①②の例の場合、いずれも定年年齢到達者の数を、(a)欄に記入し、その内訳を(b)(c)(e)欄に記入することとなります ((d)欄は、(c)欄の内数になります。)。

#### 【ステップ2.「最終的な継続雇用制度の上限年齢」到達による離職者等の記載 】

次に、最終的な継続雇用制度の上限年齢に到達して離職した者等の総数を、⑰欄の(f)に記入します。上記①~②の例の場合、①は記入不要(ただし、運用等により引き続き継続雇用される場合は⑰欄(f)の記入が必要です。)、②は希望者全員継続雇用の上限年齢到達者の数を(f)欄に記入することとなります。

#### 【⑰欄 65 歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況の記入例】

#### (1) 定年が65歳の例



#### (2) 定年 60 歳、希望者全員を 65 歳まで継続雇用の例



#### Ⅲ 最終的な継続雇用制度等の上限年齢が65歳超かつ定年年齢が65歳以上の場合

#### (⑱欄のみに記入する場合)

例えば、以下の場合等が該当します。

- ①定年年齢が65歳を超えている(66歳以上)場合で、その後の継続雇用制度等がない場合
- ②定年年齢が65歳以上で、その後に希望者全員を継続雇用できる制度があり、その後さらに基準に該当する者を継続雇用している場合
- ③定年制度はないものの、65歳を超えて創業支援等措置を導入している場合等

#### 【ステップ1. 定年年齢及び継続雇用制度等の上限年齢到達者の記載 】

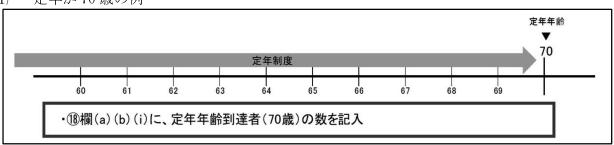
まず、**定年年齢に到達した者及び継続雇用制度等の上限年齢に到達した者の状況について、 ⑱ 欄の (a) ~ (h) に記入** します。 (b) (c) (f) (g) (h) 欄は (a) 欄の内訳となりますので、 (b) (c) (f) (g) (h) 欄の合計は(a) 欄と一致させてください。上記①~③の例の場合、①は定年年齢到達者の数を、②は定年年齢到達者、希望者全員継続雇用の上限年齢到達者及び基準該当継続雇用の上限年齢到達者の合計数を、③は創業支援等措置の利用を開始した者の数を (a) 欄に記入し、その内訳を (b) (c) (f) (g) (h) 欄(③の場合は (g) (h) 欄のみ)に記入することとなります ((d) (e) 欄は、 (c) 欄の内数になります。)。

#### 【ステップ2. 「最終的な継続雇用制度等の上限年齢」到達による離職者等の記載】

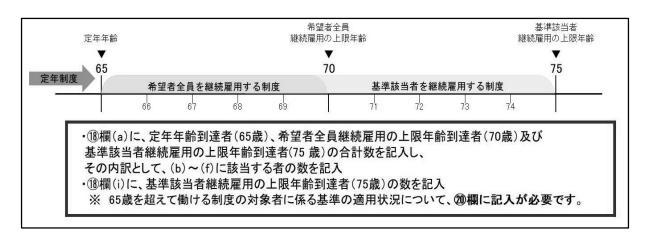
次に、**最終的な継続雇用制度等の上限年齢に到達して離職した者の総数を、⑱欄の(i)欄に記入**します。上記①~③の例の場合、①は定年年齢到達者の数を、②は基準該当継続雇用の上限年齢到達者の数を、③は創業支援等措置を利用できる上限年齢到達者の数を(i)欄に記入することとなります。

#### 【⑱欄 65 歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況の記入例】

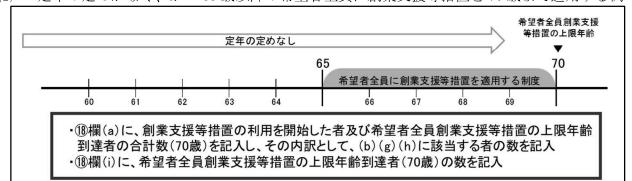
(1) 定年が70歳の例



(2) 定年 65 歳、希望者全員を 70 歳まで継続雇用、基準該当者を 75 歳までの継続雇用の例



(3) 定年の定めがなく、かつ65歳以降の希望者全員に創業支援等措置を70歳まで適用する例



### Ⅲ. 最終的な継続雇用制度等の上限年齢が 65 歳超かつ定年年齢が 64 歳以下の場合 (①欄と®欄の両方に記入する場合)

- ①定年年齢が64歳以下で、その後に70歳まで希望者全員を継続雇用する制度がある場合
- ②定年年齢が64歳以下で、その後に65歳まで希望者全員を継続雇用する制度があり、その後さらに希望者全員が70歳まで創業支援等措置を利用できる場合

#### 【ステップ1. 定年年齢到達者の記載】

まず、**定年年齢に到達した者の状況について、⑰欄の(a)~(e) に記入**します。(b) (c) (e) 欄は(a) 欄の内訳となりますので、(b) (c) (e) 欄の合計は(a) 欄と一致させてください。上記①②の例の場合、いずれも定年年齢到達者の数を(a) 欄に記入し、その内訳を(b) (c) (e) 欄に記入することとなります ((d) 欄は、(c) 欄の内数になります。)。

### 【ステップ2.65歳以上の継続雇用制度等の上限年齢到達による離職者等の記載】

次に、65 歳以上の継続雇用制度の上限年齢に到達した者の状況について、®欄の(a)~(h)に記入します。(b)(c)(f)(g)(h)欄は(a)欄の内訳となりますので、(b)(c)(f)(g)(h)欄の合計は(a)欄と一致させてください。上記①②の例の場合、①は希望者全員継続雇用の上限年齢到達者の数を、②は希望者全員継続雇用及び希望者全員創業支援等措置の上限年齢到達者の合計数を(a)欄に記入することとなります。

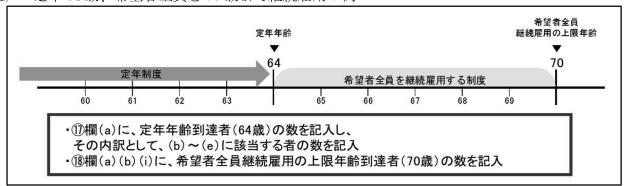
※ ②の例の場合、希望者全員継続雇用の上限年齢が65歳であり、65歳を超えていませんが、 上限年齢到達後の状況について記入する必要があるため、便宜的に®欄で記入します。

#### 【ステップ3.「最終的な継続雇用制度等の上限年齢」到達による離職者等の記載】

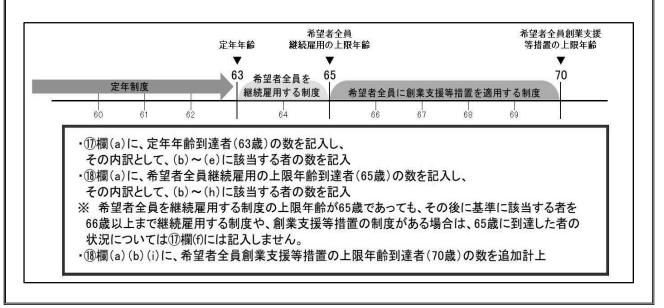
次に、**最終的な継続雇用制度等の上限年齢に到達した者の総数を、⑱欄の(i)欄に記入**します。上記①②の例の場合、①は希望者全員継続雇用の上限年齢到達者の数を、②は希望者全員創業支援等措置の上限年齢到達者の数を(i)欄に記入することとなります。

#### 【⑰⑱欄の両方に記入する必要のある例】

- ~ 最終的な継続雇用制度等の上限年齢が65歳を超えており、かつ定年年齢が64歳以下の場合
- (1) 定年64歳、希望者全員を70歳まで継続雇用の例



(2) 定年 63 歳、希望者全員を 65 歳まで継続雇用、その後希望者全員に 70 歳まで創業支援等措置を適用する例



## 9 経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(⑩欄) ⑪欄 経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(うち女 性)

これまで経過措置に基づき、対象者を限定する基準を導入していたところ、経過措置の適用期間終了等に伴い、令和6年6月1日から令和7年3月31日までに経過措置に係る就業規則等の定めを廃止し、希望者全員が65歳以上まで雇用される制度を導入した場合で、令和6年6月1日から廃止した日までの間に経過措置に基づく基準の適用年齢(64歳)に到達した従業員がいた場合(※この場合の⑩欄の記入方法については、15ページを参照してください。)に、同期間に当該基準の適用年齢(64歳)に到達した従業員の状況を、次の(a)から(d)に従って記入してください。また、内数として女性の人数を記入してください。

なお、<u>令和7年4月1日以降、経過措置に基づき対象者を限定する基準を設けている場合、高年齢者雇用安定法第9条に違反することとなります</u>が、4月1日以降、依然として経過措置に基づく対象者を限定する基準を導入しており、5月31日までの間に経過措置に基づく基準の適用年

齢(64歳)に到達した従業員がいた場合は、上記と同様にその状況を記載していただく必要があります。ただし、法違反状態であることから、早急に是正が必要です。

※令和6年6月1日から廃止した日までの間に経過措置に基づく基準の適用年齢(64歳)に到達した従業員がいなかった場合は、記入不要です。

#### <電子申請で報告する場合の留意事項>

⑩欄のイ「b 対象」「(イ) 希望者全員を対象」のうち、「更に基準に該当する者」の上限年齢欄の入力がない場合、⑬欄に入力することができません。また、<u>当該上限年齢欄を入力した場</u>合、⑭欄については該当者がいない場合も「0」を入力しないとエラーになります。

#### (a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数

就業規則等に定めている(過去1年間で定めていた)継続雇用の対象者を限定する基準を適用する年齢に到達し、基準を適用した従業員の人数を計上してください。

※ 以下の(b)(c)(d)の合計と一致するよう記入してください。

#### (b) 継続雇用終了者数等 (継続雇用の更新を希望しない者等)

上記(a)のうち、継続雇用の更新を希望せずに離職した従業員の人数を計上してください。

(c) 基準に該当し引き続き継続雇用された者の数

上記(a)のうち、基準に該当して引き続き継続雇用された従業員の人数を計上してください。

#### (d) 継続雇用終了者数等(基準に該当しない者)

上記(a)のうち、継続雇用の更新を希望したが基準に該当しないため継続雇用が終了し、離職した従業員の人数を計上してください。

#### 10 65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(⑩欄)

ここでは、65 歳を超えて働ける制度を導入している場合(⑩欄で「イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている」を選択し制度の上限年齢が65歳を超えている場合又は⑫欄で「イ 創業支援等措置を実施している」を選択している場合)で、かつ、制度の対象者を限定する基準を導入している場合に記入してください。

#### ⑩欄 65 歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(うち女性)

65 歳を超えて働ける制度の対象者を限定する基準を導入している場合に、過去1年間(令和6年6月1日から令和7年5月31日まで)に当該基準の適用年齢に到達した従業員の状況を、次の(a)から(d)に従って記入してください。また、内数として女性の人数を記入してください。

なお、⑭欄で記入した制度については記入不要です。

#### (a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数

就業規則等に定めている継続雇用等の対象者を限定する基準を適用する年齢に到達し、基準 を適用した従業員等の人数を計上してください。

※1 人数の計上方法は次のページの**<65 歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の考え** 方>を参照してください。

※2 以下の(b)(c)(d)の合計と一致するよう記入してください。

#### (b) 継続雇用等終了者数等(制度の適用を希望しない者)

上記(a)のうち、継続雇用等の更新を希望せずに離職した従業員の人数を計上してください。

#### (c)基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数

上記(a)のうち、基準に該当して引き続き継続雇用等された従業員の人数を計上してください。

#### (d) 継続雇用等終了者数等(基準に該当しない者)

上記(a)のうち、基準に該当しないため継続雇用等が終了し、離職した従業員の人数を計上 してください。

#### <65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の考え方> ~(a)の人数の計上方法について~

## 【例1】定年年齢 60 歳、希望者全員を 65 歳まで継続雇用、基準を設けて 70 歳まで働ける制度を 導入している場合

定年年齢が60歳かつ希望者全員65歳までの継続雇用制度を導入している企業が、対象者基準を設けて70歳まで働ける制度(継続雇用制度・創業支援等措置の別を問わない)を導入している場合は、過去1年間において65歳に到達した従業員の状況を記入してください。

## 【例2】定年年齢 65 歳、希望者全員を 72 歳まで継続雇用、基準を設けて 75 歳まで働ける制度を 導入している場合

定年年齢が 65 歳かつ希望者全員 72 歳まで働ける制度(継続雇用制度・創業支援等措置の別を問わない)を導入している企業が、対象者基準を設けて 75 歳まで働ける制度(継続雇用制度・創業支援等措置の別を問わない)を導入している場合は、過去1年間において 72 歳に到達した従業員の状況を記入してください。

#### 【例3】定年年齢67歳、基準を設けて70歳まで働ける制度を導入している場合

定年年齢 67 歳の企業が、対象者基準を設けて 70 歳まで働ける制度(継続雇用制度・創業支援等措置の別を問わない)を導入している場合は、過去1年間において 67 歳に到達した従業員の状況を記入してください。

#### 11 高年齢者雇用等推進者及び記入担当者

#### <高年齢者雇用等推進者について>

高年齢者雇用確保措置及び高年齢者就業確保措置を推進するため、作業施設の改善その他の諸 条件の整備を図るための業務を行う者として、「高年齢者雇用等推進者」を選任している場合は、 その役職と氏名を記入してください。

高年齢者雇用安定法第11条において、事業主は、企業における高年齢者の安定した雇用機会の確保等を推進するための取組の中心的役割を担う者として、「高年齢者雇用等推進者」を選任するよう努めなければならないこととされています。具体的には、定年延長、定年到達者の再雇用、勤務延長等による高年齢者の継続雇用の実施及びこれに伴う賃金・退職金制度の見直し、人事管理制度の見直し、職務再設計等による職場環境の改善、高年齢者の能力開発等の業務を担うこととなります。

#### <記入担当者について>

この報告書を記入した担当者の所属部課、役職及び氏名を記入してください。また、社会保険労務士等が記入する場合は、その連絡先もあわせて記入してください。

なお、本欄は記入内容の確認の際の連絡先になりますので、必ず記入してください。

【記入例】定年60歳、希望者全員を65歳、その後基準該当者を70歳まで継続雇用する場合の例 〈定年年齢到達者が3名(うち女性1名)、希望者全員継続雇用の上限年齢到達者が2名(うち女性1名)、 基準該当者継続雇用の上限年齢到達者が2名(うち女性2名)いる場合〉

	高年齢者等の雇用の安定等 厚生労働大臣 殿	に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和7年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。 令和 7年 6 月 1日									
	①(ふ り が な ) 名称(法人の場合)	かぶしきがいしゃ こうせい ②(ふりがな) こうせい たろう									
事	スポ (公人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)	株式会社 厚生									
業	③ 住 所 (法人にあっては主た る事業所の所在地	東京都○○区△△□一□ 電話番号 99 (5253) 1111									
	④法人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9									
種類の	⑤産業分類番号 5 0										
定年制	<b>⑧</b> 定年	<ul><li>□イ 定年なし</li><li>☑ロ 定年あり(定年年齢<u>60</u>歳)</li></ul>									
中制の状況	②定年の改定予定等	□ イ 改定予定あり(令和年月より歳) □ ロ 廃止予定あり(令和年月に廃止) □ ハ 改定又は廃止を検討中 □ ニ 改定・廃止予定なし									
継続雇用制度の状況	⑩継続雇用制度	□									
	①継続雇用制度の 導入・改定予定	□ロ 制度として導入していない(運用により継続雇用を行う場合を含む) □イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり(令和年月より歳まで雇用) →内容(□(イ)経過措置の基準の廃止 □(ロ)新規導入 □(ハ)上限年齢の引上げ □(ニ)その他) □ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 ☑ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし									
②創業支援等措置(65歳を 超えて従事できる業務委 託・社会貢献)		□ イ 創業支援等措置を実施している     → a 実施している措置(□(イ)業務委託 □(ロ)自社が実施する社会貢献事業 □(ハ)自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 □(ニ)自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業)     → b 過半数労働組合等の同意(□(イ)同意を得ている □(ロ)同意を得ていない)     → c 対象     →□(イ)希望者全員を対象(歳まで就業支援         更に基準に該当する者について歳まで就業支援         ・基準の根拠(□(a)労使合意を得て就業規則等に反映 □(b)労使合意を得ず就業規則等のみ))     →□(ロ)基準に該当する者を対象(歳まで就業支援         ・基準の根拠(□(a)労使合意を得て就業規則等に反映 □(b)労使合意を得ず就業規則等のみ))     □ の 創業支援等措置を実施していない(運用により起業支援等を実施する場合を含む)     □ イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで就業支援)									
	創業支援等措置の導入・ 女定予定	□ イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり(令和年月より歳まで就業支援)     →内容(□(イ)対象者限定基準の廃止 □(ロ)新規導入 □(ハ)上限年齢の引上げ □(ニ)その他)     □ ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている(過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む)     □ ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 □ ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし									

<ul><li>465歳を超えて付</li><li>等(8・⑩・億</li><li>ものを除</li></ul>	②欄に該当	ている													
別 ⑩欄の上限年齢 上なので⑭欄は	鈴が70歳以	口口上記不	の制度	を就業は	見則等に	定めて	ていない	](ロ)上限 ノ\)65歳を				5る 口(	二)予定	なし)	
①常用労 総	数	~44歳	45	5~49岸	Ē	50~	54 歳	55~5	9歳	60~	64歳	65~6	69歳	70	0歳~
	300人	250人(125人)	(	10人			5人)		0人 5人)	(	0人5人)	(	6人3人)	(	4人 2人)
⑯過去1年間の離 況(うち女性)	職者の状	解雇等による うち求職活						2 2		うち女性 (うち女性		人) 人)			
⑦65歳まで働け 去1年間の適月	(a) 定年到達 者の総数 ((b) + (c) + (e))	の総数 粉(継続展用			(c)継続雇用者 数		連会社での組	ち子会 等・関 会社等 の継続 用者数		たが継  雇		65歳までの継続 雇用の終了によ 5離職者数等			
(うち女	生)	3人(1人)	(	1 1	人)	(	1人 0人)		人 人)	(	1 <i>)</i> 0人				)人 人)
®65歳を超えて働ける制度 の過去1年間の適用状況		(a) 定年到達 者等の終 数 ((b) + (c) + (f) + (g) + (h))	数継 	戦者 等 :続	(c) 継用 解用 経歴 経歴 経歴 を含。)		う会・会で続者を対している。	(e) うちそ 他の会社 の継続尾 者数	その	(f) 定年 職総続曜 (継続望継 をた雇な等)	等用し続れ (g)託結利者	業務 素約 度する	(h) 社会 貢業 (h) 社会 業 ( 度) また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。	会事の制到る	i)65歳 をて働制 適終 た数 大数 で も で も の が し の が し の が し の の が し の の の の の の の
(うち女	生)	4 人 ( 3 人) (a) 基準を適		2人 2人)	1)		0人	( 0	人 )	( 0 )		0人 0人)	1	人)	2人 (2人)
<ul><li>・回経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(平成24年改正法の経過措置関係)</li></ul>		用年 年 を を を を を を を を を を ((b) + (c) + (d))	( - ) /II	(b)継続雇用終了者数等(継続雇用の更新を 希望しない者等)					<i>E</i>	(c) 基準に該当し引き続 き継続雇用された者 の数				d)継続雇用終了者 数等(基準に該 当しない者)	
(うち女性)       0 人         ( 0 人)       ( 0 人)					(		0 人 0 人)			(		人 人)	(	0	人 人)
②65歳を超えて働ける制度 の対象者に係る基準の過 去1年間の適用状況		(a) 基準をきる 用準できにた数 年達の総と ((b) + (c) (d))		総続雇用 としない				の適用をネ	希	(c) 基準に き継続 者の数	表雇用等 女	された	者	数等(差 当しな	い者)
(うち女性	生)	2 人(1人)			(	0				(		人 人)	_(	1	人 人)
高 年 齢 者 雇用等推進者	役職 総別	<b>务部長</b>	氏名	労働	次郎		記入 担当者	所属及び役 <b>総</b> 素		<b>務第一係</b> 長	Ę	氏名	労働	花子	

※事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告 しなければならないこととされています。(提出期限毎年7月15日)

(注) ⑧・⑩・⑫・⑰・⑱欄は、制度を就業規則等に定めており、対象者を限定する基準が具体的・客観的である場合のみ制度がある旨を記入してください。⑭欄は、65歳を超えて働ける制度がまったくない場合や、⑧・⑩・⑫・⑰・⑱欄と異なり、制度はあるが就業規則等に定めていない場合、あるいは、対象者を限定する基準が具体的・客観的ではない場合に記入してください(⑧欄が「定年なし」の場合、⑧・⑩・⑫欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合又は⑩・⑫欄の年齢の規定がない場合は、⑭欄は記入しないでください。)。

#### <⑪~⑩欄の記入方法について(詳しくは23ページ以降をご確認ください)>

- イ ①欄(a)に、定年年齢 (60歳) 到達者数を計上し、その内訳を、(b),(c),(e)に計上してください。
- 口 ⑱欄(a)に、希望者全員継続雇用の上限年齢(65歳)到達者及び基準該当者継続雇用の上限年齢(70歳) 到達者の合計数を計上し、その内訳を、(b),(c),(f)に計上してください。
  - ※希望者全員を継続雇用する制度の上限年齢が65歳であっても、その後に基準に該当する者を66歳以上まで 継続雇用する制度があるので、65歳に到達した者の状況について⑪欄(f)に計上する必要はございませ ん。
- ハ 基準該当者継続雇用の上限年齢(70歳)到達者数について⑩欄(i)に計上してください。
- 二 ⑩欄(a)に、基準を適用できる年齢到達者(今回の場合希望者全員継続雇用の上限年齢(65歳)到達者) 数を計上し、その内訳を(b),(c),(d)に計上してください。